

新庄市から大切なお知らせ

新庄市低所得世帯への物価高騰対策 支援給付金（こども加算分）のお知らせ

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯で18歳以下のお子さんがある世帯に対して、給付金を支給します。

●対象世帯

- ・令和5年度新庄市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円）を受給した世帯。（令和5年12月1日（基準日）に新庄市に住民登録があり、世帯員全員が令和5年度分の住民税が非課税の世帯）
- ・基準日において18歳以下のこども（平成17年4月2日生まれ以降のこども）を扶養している世帯。
- ・令和5年12月2日以降に出生した新生児がいる世帯および別居にて子どもを監護している世帯についての詳細は決定次第お知らせいたしますのでお待ちください。
※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみの世帯は対象外です。
※世帯主が18歳以下のこども本人からなる単身世帯は対象外です。
※施設入所児童は対象外です。

●支給額

こども1人につき **5万円**

- ※「令和5年度新庄市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円）」を支給した口座（世帯主の口座に限る）に振り込みます。口座を解約している場合は、振込先の変更手続きが必要ですので、子育て推進課子育て企画室までご連絡ください。

●申請手続き

原則不要です。（令和5年12月2日以降に出生した新生児がいる世帯および別居にて子どもを監護している世帯は申請が必要になります）

- ※給付金の受給を拒否する場合、既に他市区町村より受給している場合は、子育て推進課子育て企画室までご連絡ください。

★本事業は、国の重点支援地方交付金を活用した事業です。

お問い合わせ 新庄市沖の町10番37号
新庄市子育て推進課 子育て企画室 TEL 29-5811（直通）